

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令
これは黒鉛電極に対する暫定的な不当廉売関税の発動に伴い制定されたものであるが、附則第2項で

2 この省令は、令和七年七月二十八日限り、その効力を失う。
と暫定不当廉売関税の期限で失効するとしていた。

この省令は本格発動に伴い、

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第五十三号）

により改正されたが、この失効期日は改正されなかった。

そのため現在失効状態で本来証明書は発給できないはずである。

実は同様なことは過去にもあり悪い先例を踏襲しそうである。

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令（平成20年6月13日経済産業省令第40号）

でもあり、おなじように制定時は、

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令

の題名で、附則に

2 この省令は、平成二十年十月十三日限り、その効力を失う。

とあり、本格発動の改正の

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

（平成20年8月29日経済産業省令第58号）ではこの失効規定は改正されなかった。

改正省令自体は、

この省令は、平成二十五年八月三十一日限り、その効力を失う

とされていた。

ところが課税延長を控えた平成25年8月9日に

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（平成25年8月9日経済産業省令第38号）

が制定され、なんと

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

（平成20年8月29日経済産業省令第58号）

による

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令

の改正規定に

附則第二項中「平成二十年十月十三日」を「平成二十五年八月三十一日」に改める

を追加し、

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

（平成20年8月29日経済産業省令第58号）の失効規定を削除した。

しかも、施行期日は

この省令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十年九月一日から適用する失効期日の改正を本来の失効日から5年近くたって改正し、遡及適用するというのは法令執務からするとむちやくちやである。

つけ加えると

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第五十三号）

は、

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令の制定文を改正しているが、制定文はそのときの根拠をしめすもので事後改正するものではない。

また

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令の別記様式には、別記様式の文字がなく、

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第五十三号）

の改正で別記様式を次のように改める、とした際に別記様式（第一条関係）の表示がされた。経済産業省の省令はずさんすぎると思います。